財　務　省

（大臣官房秘書課課長補佐）財務事務官　城田　郁子
兼ねて大臣官房秘書課首席監察官を命ずる
（大臣官房秘書課課長補佐兼大臣官房秘書課首席監察官）同　菅野　裕人
大臣官房秘書課首席監察官兼務を免ずる
（株式会社地域経済活性化支援機構常務取締役）　保井　俊之
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
内閣法制局参事官　金子　明彦
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月二十八日）

厚生労働省

木村　亨
労働保険審査会委員に任命する（七月一日）

官庁報告

法　　務

平成28年度司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、平成28年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　採用選考審査基準

⑴　次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合は、⑵に該当する場合を除き、司法修習生として採用する。

ア　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者

イ　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法（以下「旧法」という。）の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第７条第１項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）の第二次試験に合格した者

ウ　高等試験令（昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者

エ　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者

⑵　司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。

ア　次の各号のいずれかに該当すること。

㋐　禁錮以上の刑に処せられた者

㋑　成年被後見人又は被保佐人

㋒　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第２項の規定により被保佐人とみなされる準禁治産者以外の準禁治産者

㋓　破産者で復権を得ない者

㋔　品位を辱める行状その他の理由により修習をすることが不相当である者

㋕　病気その他の理由により修習をすることが困難である者

イ　司法修習生であった者が、次の各号のいずれかに該当すること。

㋐　修習態度の著しい不良その他の理由により修習をすることが不相当である者

㋑　成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第１項の試験の不合格を除く。）その他の理由により修習をすることが困難である者

㋒　裁判所法第67条第１項の試験に連続して３回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第１項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。

ウ　司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。

2　選考の内容、期日及び場所

⑴　内容及び方法

ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、採用選考審査基準を満たすかどうかを審査する。

イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。

ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　その他　選考申込書等の提出書類の記載事項について調査を行う。

⑵　面接の期日、場所等

期日　平成28年10月18日（火）

場所　最高裁判所（東京都千代田区隼町４番２号）

なお、面接対象者には、平成28年10月７日（金）ころに、出頭時刻等を記載した通知を送付する（最高裁判所から、平成28年10月13日（木）までにこの通知又は３の⑴の内定通知が届かない場合には、４の⑸の申込先に電話で照会すること。）。

3　採用の内定及び発令

⑴　採用内定等

採用内定者及び不採用決定者には、結果を通知する。

なお、採用申込みに当たって虚偽の申告をした等の場合には、上記１⑵ア㋔及びウ等に該当するものとして採用内定後に内定が取り消され、不採用となることがある。

⑵　採用発令日　平成28年11月27日（日）

4　選考の申込方法等

⑴　申込方法　申込書を申込受付期間内に速達書留郵便で、⑸の申込先に郵送する。

封筒の表に「司法修習生採用選考申込書在中」と朱書きする。

⑵　申込受付期間　平成28年９月６日（火）から同月13日（火）まで（９月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。なお、申込受付期間を遵守しなかった場合には、上記１⑵ウに該当するものとして不採用となる。）

⑶　提出書類　申込みに当たっては、申込書のほか、次に掲げる書類を提出する。

なお、申込み後、申込書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面で⑸の申込先に届け出ること。

ア　写真（申込書にちょう付）

イ　司法試験、旧法の規定による司法試験の第二次試験、旧司法試験の第二次試験、高等試験司法科試験又は司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律に規定する銓衡委員会の銓衡の合格証書のコピー（平成28年度の司法試験合格者を除く。）

ウ　戸籍抄本、又は本籍地及び戸籍筆頭者が記載された住民票の写し（日本国籍を有しない者については、国籍等、外国人住民となった年月日及び在留資格等が記載された住民票の写し）

エ　登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人に該当しないことの証明書）

オ　学校の成績証明書

・　法科大学院の成績証明書

・　大学及び大学院の成績証明書（在籍した（退学を含む。）全ての大学及び大学院、教養学部の成績証明書を含む。）

カ　学校の卒業（退学）年月を証する書面（オに同年月の記載がある場合は不要）

キ　退職証明書（申込日現在で在職している者及び申込日以降就職した者）

ク　健康診断票

⑷　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、次の方法により平成28年８月１日（月）から同年９月13日（火）まで入手することができる。

ア　ウェブサイトからダウンロードする方法　最高裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/saikosai/）からダウンロードすることができる。

イ　来庁による方法　最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）。

ウ　郵送による方法　⑸の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形２号：長さ33㎝、幅24㎝程度）に530円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

⑸　申込先　〒102－8651　東京都千代田区隼町４番２号　最高裁判所事務総局人事局任用課試験係　電話　03（3264）8111（代表）

平成28年７月１日　最高裁判所